

令和6年度「幕張新都心イルミネーション」設置運營業務等委託仕様書

1 業務名 令和6年度「幕張新都心イルミネーション」設置運營業務等委託

2 業務目的

幕張新都心を訪れる多くの人が行き交うJR海浜幕張駅前広場において、「幕張新都心イルミネーション（通称：マクハリイルミ）」を実施し、冬の風物詩として幕張新都心の魅力向上や賑わいの創出を図ることを目的とする。

3 委託料上限金額 16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 業務実施場所 JR海浜幕張駅前広場（北口・南口）等
実施エリアについては、「8 業務内容」及び別添「設置想定位置図」を参照

5 委託期間 契約締結の翌日から令和7年2月末日まで

6 開催概要

- (1) 名称 マクハリイルミ（仮称）
- (2) 主催 幕張新都心イルミネーション実行委員会
- (3) 開催期間 令和6年11月8日（金）～令和7年1月31日（金）85日間
イルミネーション点灯時間 17時～23時
（但し、12月は16時～0時まで点灯とする。また、幕張新都心イルミネーション実行委員会と受注者の協議の上、変更となる場合がある。）

7 業務実施の条件

(1) 基本事項

- ア 「8 業務内容」に基づき、実施するものとする。
- イ 本業務で外部協力者（再委託者等）が必要な場合は、幕張新都心イルミネーション実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議し承認を得ること。その際、市内・県内事業者の活用に最大限配慮すること。
- ウ 必要に応じ関係機関等との協議に同席するとともに関係資料、申請書類を作成・提出すること。
- エ 業務を実施するうえで新たに必要となる事項の発生または変更が生じた場合は、実行委員会と受託者の間で協議し決定するものとする。

(2) スケジュール表等の提出

- ア 契約締結後、受託者は以下の書類を提出し、速やかに業務実施体制を明確にすること。
 - ①スケジュール表（契約日から電飾撤去までの工程表）
 - ②実施管理責任者、業務担当者の一覧表
 - ③外部協力者（再委託者等）がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表

④その他、実行委員会が必要に応じて指定する書類

イ 上記アに定める書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告すること。

ウ 受託者は、契約締結後、速やかに実行委員会と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。

8 業務内容

本件業務委託の内容は次のとおりとする。

(1) 各種機材

応募者の提案内容を実現するために必要な機材は、本業務受託者が調達することとする。ただし受託者が購入した電飾機材は設置工事完了後、原則実行委員会の所有となる。

なお、協賛金等の募集状況により仕様の変更の可能性がある為、各種機材の調達の時期は実行委員会との協議の後とする。

(2) 電飾の実施

ア 電飾のデザインや演出は企画提案に基づき、実行委員会と協議した内容とし、設置場所は下記のとおりとする。

- ・海浜幕張駅駅前広場（北口・南口）へのメインオブジェの設置及び当該設置物・広場内樹木への電飾。
- ・その他、応募者の提案する場所への電飾。
- ・ただし、実行委員会と協議し、広場で開催する賑やかしイベント等のスペースを確保する。

イ 電飾等設置の注意事項

- ・樹木及びメインオブジェにおいて、ぶら下げ型の電飾を施す場合は、歩道（広場を含む）の場合は歩道路面から電飾の下端までの高さを2.5メートル以上とすること。
- ・樹木の幹、枝等に巻き付ける電飾を手の届く箇所に施す場合は安全性を確保すること。
- ・視覚障害者誘導ブロックの支障とならないよう1.2メートルの距離を置くこと。
- ・既存の路面標示の妨げとならないよう設置すること。
- ・その他、通行者等の安全や交通の妨げにならないよう十分に配慮すること。

(3) 演出等に関するシステム

ア 演出等に関する機器等

- ・光や音楽等に関する演出は、開催期間中適切かつ安全に管理できるシステムを使用する。

イ タイマー

- ・イルミネーションは、24時間タイマー等により17時より23時まで点灯させる。
- ・点灯時間の延長について、12月は16時～0時までとするほか、必要に応じて協議する。

(4) 施工期間

点灯期間 令和6年11月8日（金）～令和7年1月31日（金）

・上記点灯期間に合わせて施工し、点灯開始の2～3日前には、実行委員会立会のもと試験点灯を行うこと。

- ・点灯期間終了後、速やかに撤収作業を開始し、数日で終了すること。

(5) 電力供給

電力供給については、提供される既存分電盤（千葉市中央・美浜土木事務所管理）を使用する。

ア 「提供分電盤」

海浜幕張駅駅前広場（北口・南口）にて実行委員会が指定したものを使用する。

イ 電気料金

電気料金は実行委員会が支払う。

※なお、電力使用にあたり、各供給分電盤の写真を撮影し、開始時及び終了時のメーターを確認しておくこと

※分電盤等の使用にあたっては、事前に千葉市中央・美浜土木事務所に使用方法を確認すること。

(6) 作業車両

設置・撤去等に作業車両を使用する場合には、企画提案にもとづき、必要な台数を確保すること。

<作業車両使用例>

電飾取付車両	高所作業車（スカイマスター又は同等品）
電材運搬車両	2トントラック／ワンボックスバン
監督・連絡用車両	乗用車／ライトバン又はステーションワゴン

(7) 作業車両の通行等における注意点

ア 高所作業車

上記車両の作業を実施する場合は、アウトリガー下部にコンパネ等を敷き車両重量を分散させ歩道・広場の盤面養生を行うこと。

イ 電材運搬車両を使用する場合は積載1トン以下とし、歩道・広場では徐行すること。

ウ 駐車の際は、周辺交通環境にも配慮すること。

エ 駐車中の車両には、イルミネーション作業車両であることを明記した証票を掲示すること。

オ 歩道・広場にて駐車する際は、タイヤ下にコンパネ等を敷くなど養生することを推奨する。

カ 歩道・広場の路面を破損した場合は、速やかに実行委員会に報告し、受託者の費用において原形復旧すること。

(8) 関係機関との調整、許可申請等

イルミネーションの電飾設置及び運営に際し、道路使用許可申請、道路占用許可申請、分電盤使用許可申請等、必要な許認可申請や関係機関との協議への出席及び手続書類の作成等、実行委員会の指示に従うこと。

(9) 安全管理

ア 委託作業の安全管理については、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

イ 同一作業現場において、別途作業等がある場合は、常に相互協調して安全管理に支障をきたさないように処置すること。

ウ 委託作業中は、交通の障害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにすること。

- ・交通及び保安に関する作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な施設を施すこと。
 - ・委託作業のため交通を禁止し、または制限する必要があるときは、発注者と協議のうえ、関係官公署の許可を得て所定箇所に指定の表示をするなど、十分な措置を施すこと。
 - ・作業区域及び作業車両の進入路にて、他の車両または歩行者の通行に注意し、これらの通行に安全な措置を施すとともに、必要に応じて交通整理員をおくこと。
- エ 公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。
- オ 既存の工作物、植木等に損失を与え、または機能を阻害しないよう、充分注意をするとともに、適切な防護措置を講ずること。
- カ 委託作業中に障害等を発見した場合は、遅滞なく監督員に申し出るとともに、その指示を受けること。
- キ 作業中、作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、応急措置等所要の措置を講ずるとともに事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく発注者に報告すること。
- ク 委託作業の安全を図るため、委託作業箇所を原則として1区画とし、作業関係者以外進入立入りを防止するため封鎖するとともに発注者の指示に従い、作業表示板等の必要な対策を講じること。
- ケ 委託作業中の現場、用具置き場等に作業関係者以外の者（特に幼児・学童等）及び車両が立ち入ることのないように柵、またはこれに類するもので、他と明確に区分し、作業の告知看板等を設置し周囲に周知すること。
- コ 機械類を使用、または移動させる場合は、関係法規の定めを厳守し、架空線、埋設物、道路およびその他構造物等に損傷を与えることのないように常に注意すること。
- サ 機械類を休止させておく場合、または操作している者が、一時的に受け持ち場所を離れる場合は、原動機を止め電源を切る等の事故防止に必要な措置を講ずること。
- シ 作業中、機械器具等を交通および保安上の障害とならないように、使用の都度整理し、または現場外に搬出し、現場内は常に整頓しておくこと。
- ス 作業及び点灯期間中において損害賠償に対応できる保険に加入すること。

(10) 点灯式の実施

下記内容でイルミネーション点灯式を実施するため、本委託業務に含まれる業務について実施すること。

なお、本委託業務外業務について、実行委員会及び点灯式受託事業者と協議し、協力すること。

ア 本委託業務に含まれる業務

(ア) 令和6年11月8日（金）18時（予定）のイルミネーション点灯作業

(イ) 協賛看板の設置

- ・点灯式会場内に協賛者名等を表示した看板を作成し設置すること。
- ・看板の設置は千葉市に登録している屋外広告業者が行うこと。

イ 本業務委託に含まれない業務（別途実行委員会が発注する点灯式受託事業者が実施）

イルミネーション点灯式の運営等の実施

(11) 電飾の管理

- ア 点灯・消灯の確認は定期的実施すること。問題が生じた場合は速やかに実行委員会に報告すること。
- イ 定期的に電工担当者による確認及び故障の補修を実施すること。なお、電材を原因とするものについては無償補修すること。
- ウ トラブル（未点灯等）時については、迅速な対応を実施すること。
- エ 荒天時等の装飾の危機管理・安全管理に備えること。

(12) 機材の保管・管理

本業務委託にて購入した電飾等機材について、次年度実施時期まで適正な環境のもと、善良な管理者の注意をもって管理・保管すること。

管理・保管が発生する場合は、機材の写真とともにリストを作成し、別途実行委員会と契約を締結すること。（費用は、3委託料上限金額に含む。）

(13) 検査・報告

- ア 準備期間を含め全期間中について、写真等により過程を記録し、業務完了後報告すること。なお、記録写真については、実行委員会に帰属する。
- イ 業務完了報告書には、当期間に使用した電飾数やシステム内容等の報告を含むこと。
- ウ イルミネーション点灯期間中の報告は特別の事情の発生がない場合を除き週報を作成し、業務終了後報告すること。
- エ 施工に際しては、事前に写真撮影等により状況把握や調査を十分に実施すること。

9 受託事業者及び業務従事者の責務

- (1) 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、実行委員会の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務を終了した後も同様とする。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を、当実行委員会の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

10 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と受託者において協議のうえ決定する。
- (2) 本業務において実行委員会が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこととする。
- (3) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務履行のための受託者及び業務従事者の人件費、旅費、食費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。